

子ども・子育て支援推進事業

令和2年度子ども・子育て支援推進事業のうち、下記事業は認定^{*}を受けていても請求書を提出しなければ助成金は支払われません。これらの事業の請求は4月12日(月)までに提出してください。
^{*}令和2年度の認定を受けている方には、認定通知書と該当する請求書を送付済みですのでご確認ください。

【請求書の提出が必要な事業】

- ・産後健康診査等充実事業
- ・インフルエンザ予防接種費用一部助成事業
- ・ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業
- ・高校生等通学定期代助成事業(電車・バス)
- ・高校生等通学支援事業(タクシー)
- ・高校生等医療費助成事業
- ・入園・入学・進学等支援事業(高等学校等卒業者のみ)
- ・不妊検査・不妊治療助成事業
- ・不育治療助成事業



^{*}事業により必要な添付書類がありますので、詳しくは手引をご確認ください。

^{*}3月末時点で交付要件(税金等の滞納をしていないことなど)を満たしていないと助成を受けることができません。納付のお忘れがないようご注意ください。

■年度ごとに申請が必要です

来年度、この事業の対象となる世帯には、申請書などの書類を3月末に郵送しますので、来年度の助成を希望される場合は、必ず4月15日(木)までに申請をしてください。認定された方には、認定通知書・該当する請求書を5月頃送付予定です。

認定通知書が送付されない方は、申請をしていない可能性がありますのでご確認ください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

3月は自殺対策強化月間です

国は、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。

コロナ禍の中、先行きのわからない不安や、外出の制限などからくる孤立など心の不調がおりやすい状況にあり、自殺者も増えている状況にあります。

町では、「気づいていのちの大切さ」という自殺予防についてのリーフレットを作成して全戸に配布し、普及啓発を行います。

※問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777

絵本といっしょ

お子さんと一緒に絵本や紙芝居を楽しみませんか？

〔日時〕4月12日(月)

午前11時～11時40分

〔会場〕子ども家庭支援センター(きこりん)

〔内容〕相談員の読み聞かせ・手遊び

※問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎85-2611